

固定資産評価員の選任について

次の者を今治市固定資産評価員に選任（兼任）したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により同意を求める。

令和6年3月25日提出

今治市長 徳永繁樹

記

今治市主事

阿部孝文

「理由」

宗方正幸固定資産評価員が令和6年3月31日付けで退任するため、後任者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方税法（抜すい）

（固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により同意を求める。

令和6年3月25日提出

今治市長 徳永繁樹

記

八木良太

「理由」

大澤讓児委員が令和5年8月2日に退職したため、後任として上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

農業委員会等に関する法律（抜すい）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和6年3月25日提出

今治市長 徳永繁樹

記

森 幸 江

大 成 和 幸

藤 原 喜 久 江

越 智 洋 子

橋 本 直 行

村 上 尚 宣

「理 由」

矢野峰廣委員、稲田守委員、森幸江委員、大成和幸委員、藤原喜久江委員、越智洋子委員の任期が令和6年6月30日で満了するので、上記の者を推薦しようとするもの。

「参 照」

人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。